

富山県自宅再建利子助成事業要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、かつ被災者である証明を被災地の市町村長から受けている者（以下「被災者」という。）が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修（以下「住宅再建」という。）するため、被災者又は被災者の親族が別表1に定める金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子相当額の全部又は一部に対し、予算の範囲内で自宅再建利子助成金（以下「助成金」という。）を支給するものとし、その助成については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。これにより、令和6年能登半島地震により被災し、資金の借入により住宅を再建しようとする世帯の負担軽減を図り、早急な生活再建への寄与につなげていく。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は県とする。ただし、県は本事業の事務の全部又は一部を関係市町村又は本事業の適切な運営を確保することができるものとして認める民間団体（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）に委託することができる。

(助成金の対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、次の（1）から（3）の要件を全て満たす者とする。

（1） 下記の（ア）から（オ）のいずれかに該当する者

- （ア）市町村が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた者
 - （イ）被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ロに掲げる世帯
 - （ウ）被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯
 - （エ）応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）または公営住宅目的外使用の入居者であり、これらの供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間を延長された場合はその期間内）に退去した者

（オ）その他、知事が認める者

（2）住宅再建をし、その住宅に入居する日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年）の収入（所得）額が、別表2の世帯収入（所得）要件を満たす世帯

（3）被災した本人又はその親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること

(助成対象及び助成金の額)

第4条 助成対象及び助成金の額は、別表3のとおりとする。ただし、別表3により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第1項の添付書類は、別表4に掲げるものとする。

- 3 助成金の申請は、住宅再建をし、その住宅に入居した日以降行うものとし、その日から起算して、6月経過した日（知事がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない）又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の実績報告と併せて行うものとし、その提出部数は1部とする。ただし、住宅再建をし、その住宅に入居した日がこの要綱の施行日より前である場合は、この要綱の施行日から6月を経過した日（知事がやむを得ないものと認める場合は、この限りでない）までとする。
- 4 助成金の申請については、第3条第1項に該当する者がいる世帯につき1回限り行うことができる。ただし、第3条第1項に該当する者がいる複数世帯が、再建する同一の住宅に居住する場合は、1つの世帯とみなす。

（実績報告）

第6条 規則第12条の実績報告は、別記第1号様式によるものとする。

（助成決定及び額の確定）

- 第7条 規則第6条の規定による決定の通知及び規則第13条の規定による額の確定通知は、別記第2号様式により行うものとする。
- 2 助成金を支給することが不適当であると認めたときには、理由を付して別記第3号様式により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第8条 請求書は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 申請者は、前条の通知を受領した後、すみやかに助成金の請求を行うものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 申請者と金融機関等から融資を受けた者（以下「借受人」という。）が異なる場合には、助成金は借受人に限り支給するものとする。

（証拠書類の保管期間）

第9条 保管期間は、助成事業完了後5年間とする。

（現地調査等）

第10条 知事は、助成金業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年1月1日以降に住宅再建をしたものについて適用する。

別表1（金融機関等）

- | |
|--------------------------------|
| 1 独立行政法人住宅金融支援機構 |
| 2 民間金融機関 |
| 3 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体 |
| 4 事業所等（融資制度について明文の規定があるものに限る。） |
| 5 その他、知事が認めるもの |

別表2（世帯収入（所得）要件）

世帯収入（所得）については、次の1及び2により算定する。

- 1 世帯収入（所得）要件については、次のとおりとする。ただし、世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）要件については、この限りではない。

(1) 世帯全員の収入が給与収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
世帯全員の収入の合計額が600万円以内	世帯全員の所得の合計額が440万円以内

- 2 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。

なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、世帯収入（所得）要件を1の（2）により算定する。

控除要件	控除額
(1) 満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合計額から、満60歳以上の者1人当たり10万円所得を控除する
(2) 障害者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のBに該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から、障害者1人当たり27万円所得を控除する
(3) 特別障害者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のAに該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から、特別障害者1人当たり40万円所得を控除する

別表3（助成対象及び助成金の額）

(1) 金融機関等から融資を受けて、県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子相当額（リバースモーゲージ型融資を除く）	借入額に、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子相当額の合計額かつ300万円を上限とし、1世帯当たり1回限り助成する。
(2) 金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子相当額	借入額に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）を乗じて算出した額に20を乗じて得た額かつ300万円を上限とし、1世帯当たり1回限り助成する。

別表4（添付書類）

<p>(共通)</p> <p>1 署名証明書（写）</p> <p>2 課税所得証明書（住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年のもの（前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年のもの））※原則世帯全員分</p> <p>3 借入関係書類（住宅債務に係る金銭消費貸借契約書の写し、抵当権設定契約書の写し（ない場合には工事請負契約書等）、返済予定表の写し）</p> <p>4 住宅再建後の住民票（再建した住宅に入居する世帯員全員の続柄記載のもの）</p> <p>5 入居者一覧（別記第1号添付様式）</p> <p>(別居する扶養親族がいる場合)</p> <p>6 戸籍謄本又は戸籍抄本（再建する住宅に入居する者と別居する扶養親族の関係が分かるもの）</p> <p>7 別居する扶養親族の課税所得証明書（住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年のもの（前年の所得証明書が取得できない場合は前々年のもの））</p> <p>(別表2の2の表中(2)又は(3)の要件を満たす者がいる場合)</p> <p>8 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（氏名、生年月日、障害の程度が記載されている箇所）</p> <p>(申請者と融資を受けた者が異なる場合)</p> <p>9 申請者と融資を受けた者の続柄が分かる書類（戸籍謄本等）</p> <p>(その他)</p> <p>10 知事が必要と認めるもの</p>
